

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4892167号
(P4892167)

(45) 発行日 平成24年3月7日(2012.3.7)

(24) 登録日 平成23年12月22日(2011.12.22)

(51) Int. Cl. F 1
G 0 6 F 2 1 / 2 2 (2 0 0 6 . 0 1) G 0 6 F 9 / 0 6 6 6 0 J

請求項の数 35 (全 24 頁)

(21) 出願番号	特願2002-512772 (P2002-512772)	(73) 特許権者	506081792
(86) (22) 出願日	平成13年7月13日 (2001. 7. 13)		シンプレックス メジャー センドリアン
(65) 公表番号	特表2004-511031 (P2004-511031A)		ベルハッド
(43) 公表日	平成16年4月8日 (2004. 4. 8)		マレーシア国 スランゴール ディーイー
(86) 国際出願番号	PCT/GB2001/003159		ペタリン ジャヤ 47400 ジャラ
(87) 国際公開番号	W02002/006925		ン エスエス 20-27 ダマンサラ
(87) 国際公開日	平成14年1月24日 (2002. 1. 24)		イタン 1 セカンド フロアー ブロッ
審査請求日	平成20年7月10日 (2008. 7. 10)		ク シー ユニット 203
(31) 優先権主張番号	0017481.3	(74) 代理人	100083149
(32) 優先日	平成12年7月18日 (2000. 7. 18)		弁理士 日比 紀彦
(33) 優先権主張国	英国 (GB)	(72) 発明者	サファ ジョン アラム
(31) 優先権主張番号	0102982.6		イギリス国 ノッティンガム エヌジー7
(32) 優先日	平成13年2月7日 (2001. 2. 7)		1ディーユー ザ パーク エステイト
(33) 優先権主張国	英国 (GB)		レントン ロード 34
前置審査			最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 デジタル・データ保護構成

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

実行可能コードを包含するデジタル・データ保護装置であって、前記実行可能コードは、実行されたときに、被保護データを使用可能な形式で含む別のコードを生成することが可能になる、前記被保護データに関連する十分な情報を組み込んでいるとともに、さらに前記被保護データの改ざんを検出するべく動作可能なセキュリティ手段を包含し、前記別のコードが、前記セキュリティ手段に対する複数の呼び出しインストラクションを組み込んでおり、各呼び出しインストラクションが、前記別のコード内における、実行可能コードのセットの必須ロケーションに含まれており、前記セキュリティ手段が、それぞれの呼び出しインストラクションによって呼び出された際に、改ざんを評価し、実行可能コードのセットを再形成し、前記各呼び出しインストラクションを前記再形成された実行可能コードのセットに置き換えるべく動作可能であるデジタル・データ保護装置。

【請求項 2】

前記セキュリティ手段が、改ざんが検出されなかった場合に前記別のコードを削除するべく動作可能であるとする請求項 1 記載のデジタル・データ保護装置。

【請求項 3】

前記セキュリティ手段が、前記必須ロケーションにおいてロケートされる暗号化されたコードを暗号解除し、かつ前記暗号化されたコードを対応する暗号解除されたコードに置き換えるべく動作可能であるとする請求項 1 ~ 2 のいずれかに記載のデジタル・データ保護装置。

10

20

【請求項 4】

前記セキュリティ手段が、前記別のコード内に埋め込まれているものとする請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載のデジタル・データ保護装置。

【請求項 5】

前記セキュリティ手段が、前記別のコードによって使用されないロケーションに埋め込まれているものとする請求項 4 記載のデジタル・データ保護装置。

【請求項 6】

前記実行可能コードが実行されたときに、少なくとも 1 つの埋め込みロケーションが識別され、前記埋め込みロケーションに、前記セキュリティ手段が書き込まれるものとする請求項 5 記載のデジタル・データ保護装置。

10

【請求項 7】

前記別のコードをデコンパイルし、かつ前記デコンパイルされたコードを分析することによって 1 つの埋め込みロケーションが識別されるものとする請求項 6 記載のデジタル・データ保護装置。

【請求項 8】

さらに、前記セキュリティ手段のロケーションを変更し、かつ前記呼び出しインストラクションを修正して新しいロケーションを参照させるべく動作可能な配置変更手段を包含するものとする請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載のデジタル・データ保護装置。

【請求項 9】

前記配置変更手段が、前記被保護データ内に含まれており、被保護コードが使用されている間にわたり反復的に動作するものとする請求項 8 記載のデジタル・データ保護装置。

20

【請求項 10】

前記実行可能コードが、前記被保護コードを生成するための実行可能インストラクションを包含するものとする請求項 1 ~ 9 のいずれかに記載のデジタル・データ保護装置。

【請求項 11】

前記実行可能コードが、暗号化された形式の前記被保護データを、暗号解除のための実行可能インストラクションとともに組み込んでいるものとする請求項 1 ~ 10 のいずれかに記載のデジタル・データ保護装置。

【請求項 12】

前記実行可能コードの最初の実行が、実行のために前記暗号解除インストラクションをインストールし、続く前記暗号解除インストラクションの実行が、前記被保護データの暗号解除をもたらすものとする請求項 11 記載のデジタル・データ保護装置。

30

【請求項 13】

前記暗号解除インストラクションが、当初は非実行可能形式でストアされており、かつ被保護ソフトウェアの実行を認可するために実行を必要とし、さらに前記デジタル・データ保護装置が、前記コードのブロックを、少なくとも 1 つの変換鍵を必要とするアルゴリズムを使用して実行可能形式に変換するべく動作可能であり、かつ前記アルゴリズム内において使用するための変換鍵を、実行可能形式もしくは非実行可能形式のターゲットのコードのブロックを参照することによって導出するべく動作可能な変換手段を含み、それによって適切な変換鍵が、前記ターゲットのブロックが修正されていない場合に限り導出されるものとする請求項 12 記載のデジタル・データ保護装置。

40

【請求項 14】

前記セキュリティ手段が、非実行可能形式でストアされる複数の実行可能コードのブロックであって、それぞれが前記被保護ソフトウェアの実行を認可するために実行を必要とする複数の実行可能コードのブロックを包含し、前記変換手段が、各ブロックを実行可能形式に変換するべく動作可能であるものとする請求項 13 記載のデジタル・データ保護装置。

【請求項 15】

前記各ブロックの変換が、それぞれのターゲット・ブロックから導出される変換鍵によ

50

って達成されるものとする請求項 1 4 記載のデジタル・データ保護装置。

【請求項 1 6】

少なくとも 1 つのブロックが、実行時に、続く実行のために別のブロックを実行可能形式に変換するべく動作可能であるものとする請求項 1 5 記載のデジタル・データ保護装置。

【請求項 1 7】

各ブロックが、実行時に、続く実行のために別のブロックを実行可能形式に変換するべく動作可能であるものとする請求項 1 6 記載のデジタル・データ保護装置。

【請求項 1 8】

前記ターゲット・ブロックもしくは各ターゲット・ブロックが、前記被保護ソフトウェア内に含まれているものとする請求項 1 3 ~ 1 7 のいずれかに記載のデジタル・データ保護装置。

10

【請求項 1 9】

前記ターゲット・ブロックもしくは各ターゲット・ブロックが、第 1 のセキュリティ手段内に含まれているものとする請求項 1 3 ~ 1 7 のいずれかに記載のデジタル・データ保護装置。

【請求項 2 0】

コードを変換するための前記アルゴリズムもしくは各アルゴリズムが、CRC アルゴリズムを含むものとする請求項 1 3 ~ 1 9 のいずれかに記載のデジタル・データ保護装置。

20

【請求項 2 1】

コードを実行するべく動作可能なプロセッシング手段、および前記実行可能コードがストアされるメモリ手段を備え、前記実行可能コードが、前記被保護データに関するスタート・ポイントとして前記デジタル・データ保護装置内において示されるメモリ・ロケーションにスタート・ポイントを伴って前記メモリ手段内にストアされており、それによって前記プロセッサ手段が、前記被保護データのアクセスを求めるとき、前記実行可能コードの実行をもたらすものとする請求項 1 ~ 2 0 のいずれかに記載のデジタル・データ保護装置。

【請求項 2 2】

前記実行可能コードが、実質的に暗号化されていない形式で前記被保護データを再形成するべく動作可能であるものとする請求項 1 ~ 2 1 のいずれかに記載のデジタル・データ保護装置。

30

【請求項 2 3】

前記被保護データが、少なくとも 1 つの実行可能インストラクションを含み、それが複数のステップを含み、前記ステップが、前記インストラクションを実施するために 1 を超える種類の順序で実行可能であり、前記実行可能コードが、前記実行可能コードの各実行時に変化する順序で前記ステップを生成することによって前記インストラクションを生成するべく動作可能であるものとする請求項 1 ~ 2 2 のいずれかに記載のデジタル・データ保護装置。

【請求項 2 4】

前記ステップの順序が、各実行時に、実質的にランダムに選択されるものとする請求項 2 3 記載のデジタル・データ保護装置。

40

【請求項 2 5】

前記ステップが、少なくとも 1 つのステップであって、前記被保護データの改ざんを検出するべく動作可能なセキュリティ手段の動作を開始するステップを含むものとする請求項 2 3 または 2 4 記載のデジタル・データ保護装置。

【請求項 2 6】

前記実行可能コードが、前記実行可能インストラクションが実行されることになるごとに、前記ステップを生成するべく実行可能であるものとする請求項 2 3 ~ 2 5 のいずれかに記載のデジタル・データ保護装置。

50

【請求項 27】

前記実行可能コードが、各実行時に前記被保護データの一部を使用可能な形式で提供し、かつ残りのデータを改ざんされた形式で提供するべく構成されており、それによって、前記被保護データのすべてを使用可能な形式で提供するためには1を超える数の実行が必要になるものとする請求項1～26のいずれかに記載のデジタル・データ保護装置。

【請求項 28】

前記被保護データの各部分が、前記被保護データ内の完全な実行可能ルーチンに対応しており、それによって、前記被保護データを形成するルーチンの完全なセットが、前記実行可能コードの繰り返し実行によって生成可能であるものとする請求項27記載のデジタル・データ保護装置。

10

【請求項 29】

前記実行可能コードの各実行が、先行して生成された使用可能コードの改ざんをもたらし、それによって、もっとも新しい実行によって生成されたコードのみが前記デジタル・データ保護装置の動作の間において使用可能な形式になるものとする請求項27または28記載のデジタル・データ保護装置。

【請求項 30】

請求項1～29のいずれかの請求項に従ったデジタル保護装置を含むメモリ手段を包含するコンピュータ・システム。

【請求項 31】

コンピュータ・システムにインストールされたとき、請求項1～29のいずれかに従ったデジタル・データ保護装置として動作可能であるソフトウェアを含むデータ・キャリア。

20

【請求項 32】

コンピュータ・システムにインストールされたとき、請求項1～29のいずれかに従ったデジタル・データ保護装置として動作可能であるコンピュータ・ソフトウェア。

【請求項 33】

コンピュータ・ソフトウェアの二次アイテムのための保護を提供するべく動作可能なコンピュータ・ソフトウェアであって、保護ソフトウェアが、1ないしは複数のセキュリティ・チェックに成功して完了したことに応答して被保護ソフトウェアの実行を認可するべく動作可能であり、かつ少なくとも1つの、非実行可能形式でストアされ、前記被保護ソフトウェアの実行を認可するために実行が必要となる実行可能コードのブロックを有するセキュリティ手段を包含し、さらに前記保護ソフトウェアが、前記コードのブロックを、少なくとも1つの変換鍵を必要とするアルゴリズムを用いて実行可能形式に変換するべく動作可能な変換手段を包含し、前記変換手段は、前記アルゴリズム内における使用のための変換鍵を、実行可能または非実行可能形式のターゲットのコードのブロックを参照することによって導出するべく動作可能であり、それによって適切な変換鍵が、前記ターゲットのブロックが修正されていない場合に限り導出されるものとするコンピュータ・ソフトウェア。

30

【請求項 34】

請求項33に従ったコンピュータ・ソフトウェアを含むコンピュータ・メモリ・デバイス。

40

【請求項 35】

請求項33または34に従ったコンピュータ・ソフトウェアを用いて保護されるコンピュータ・ソフトウェアのアイテムを含むコンピュータ・システム。

【発明の詳細な説明】

【0001】

本発明は、デジタル・データのための保護構成に関する。

【0002】

ソフトウェア・ファイルおよびデータ・ファイルを含むデジタル・データは、各種の理由から保護を必要とすることがある。たとえば、権限のないコピーに備えて保護が必要に

50

なることがある。ソフトウェアの場合は、ウィルス攻撃、ハッキングもしくは類似の行為による改ざんに備えて保護が必要とされることもある。

【0003】

本発明は、デジタル・データのための改良された保護構成を提供する。

【0004】

本発明は、実行可能コードを包含するデジタル・データ保護構成を提供し、当該実行可能コードは、実行されたときに、被保護データを使用可能な形式で含む別のコードを生成することが可能になる、被保護データに関連する十分な情報を組み込んでいる。

【0005】

この構成は、被保護データの改ざんを検出するべく動作可能なセキュリティ手段を包含することが可能であり、前述の別のコードは、セキュリティ手段を呼び出して任意の改ざんを評価する少なくとも1つのインストラクションを組み込んでいるものとするができる。好ましくは、呼び出しインストラクションが、前述の別のコード内における、実行可能コードのセットの必須ロケーションに含まれているものとし、かつ、セキュリティ手段が、実行時に実行可能コードのセットを再形成し、呼び出しインストラクションに置き換えるべく動作可能であるとする。また好ましくは、セキュリティ手段が、改ざんが検出されなかった場合に前述の別のコードを削除するべく動作可能であるとする。

10

【0006】

この構成は、さらに、セキュリティ手段のロケーションを変更し、かつ呼び出しインストラクションを修正して新しいロケーションを参照させるべく動作可能な配置変更手段を包含することができる。配置変更手段は、被保護データ内に含めることが可能であり、被保護コードが使用されている間にわたって反復的に動作することができる。

20

【0007】

実行可能コードは、被保護コードを生成するための実行可能インストラクションを包含することができる。この実行可能コードの実行は、好ましくは実行のために暗号解除インストラクションをインストールし、続く暗号解除インストラクションの実行が、被保護データの暗号解除をもたらす。暗号解除インストラクションは、当初、非実行可能形式でストアされるが、その実行が、被保護ソフトウェアの実行を認可するために必要となるものとするができる。さらにこの構成が、前述のコードのブロックを、少なくとも1つの変換鍵を必要とするアルゴリズムを使用して実行可能形式に変換するべく動作可能であり、かつそのアルゴリズム内において使用するための変換鍵を、実行可能形式もしくは非実行可能形式のターゲットのコードのブロックを参照することによって導出するべく動作可能な変換手段を含み、それによって、ターゲットのブロックが修正されていない場合に限り適切な変換鍵が導出されるものとすることができる。

30

【0008】

セキュリティ手段は、非実行可能形式でストアされる複数の実行可能コードのブロックであって、それぞれが被保護ソフトウェアの実行を認可するために実行を必要とする複数の実行可能コードのブロックを包含することが可能であり、変換手段は、各ブロックを実行可能形式に変換するべく動作可能であるとすることができる。各ブロックの変換は、好ましくはそれぞれのターゲット・ブロックから導出される変換鍵によって達成されるものとする。好ましくは少なくとも1つのブロックが、実行時に、続く実行のために別のブロックを実行可能形式に変換するべく動作可能であるとする。また好ましくは各ブロックが、実行時に、続く実行のために別のブロックを実行可能形式に変換するべく動作可能であるとする。

40

【0009】

前述のターゲット・ブロックあるいは各ターゲット・ブロックは、被保護ソフトウェア内または最初のセキュリティ手段内に含まれているものとすることができる。

【0010】

コードを変換するための前述のアルゴリズムあるいは各アルゴリズムは、CRCアルゴリズムを含むことができる。実行可能コードは、暗号化された形式の被保護データを、暗号

50

解除のための実行可能インストラクションとともに組み込むことができる。被保護データは、実行可能コードおよび/またはデータ・ファイルを包含することができる。この構成は、コードを実行するべく動作可能なプロセッシング手段、および実行可能コードがストアされるメモリ手段を備えることが可能であり、前述の実行可能コードは、被保護データに関するスタート・ポイントとしてこの構成内において示されるメモリ・ロケーションにスタート・ポイントを伴ってメモリ手段内にストアされており、それによってプロセッサ手段が被保護データのアクセスを求めるとき、実行可能コードの実行がもたらされるものとする。実行可能コードは、好ましくは実質的に暗号化されていない形式で被保護データを再形成するべく動作可能であるとする。

【0011】

被保護データは、少なくとも1つの実行可能インストラクションを含むことが可能であり、それが複数のステップを含み、それらのステップは、インストラクションを実施するために1を超える種類の順序で実行可能であり、実行可能コードは、当該実行可能コードの各実行時に変化する順序でステップを生成することによってこのインストラクションを生成するべく動作可能であることができる。これらのステップの順序は、好ましくは各実行時に、実質的にランダムに選択される。これらのステップは、少なくとも1つのステップであって、被保護データの改ざんを検出するべく動作可能なセキュリティ手段の動作を開始するステップを含むことができる。実行可能コードは、実行可能インストラクションが実行されることになるごとに、ステップを生成するべく実行されるものとする。ことができる。

【0012】

実行可能コードは、各実行時に被保護データの一部を使用可能な形式で提供し、かつ残りのデータを改ざんされた形式で提供するべく構成され、それによって被保護データのすべてを使用可能な形式で提供するためには1を超える数の実行が必要になるものとする。各部分が、被保護データ内の完全な実行可能ルーチンに対応しており、それによって被保護データを形成するルーチンの完全なセットが、実行可能コードの繰り返し実行によって生成可能であることができる。実行可能コードの各実行は、好ましくは先行して生成された使用可能コードの改ざんをもたらし、それによって、もっとも新しい実行によって生成されたコードのみがこの構成の動作間において使用可能な形式となる。

【0013】

また本発明は、以上の定義のいずれかに従ったデジタル保護構成を含むメモリ手段を包含するコンピュータ・システムを提供する。

【0014】

さらに本発明は、コンピュータ・システムにインストールされたとき、以上の定義のいずれかに従ったデジタル・データ保護構成として動作可能であるソフトウェアを含むデータ・キャリアを提供する。

【0015】

さらに本発明は、コンピュータ・システムにインストールされたとき、以上の定義のいずれかに従ったデジタル・データ保護構成として動作可能であるコンピュータ・ソフトウェアを提供する。

【0016】

さらにまた本発明は、コンピュータ・ソフトウェアの二次アイテムのための保護を提供するべく動作可能なコンピュータ・ソフトウェアを提供し、この保護ソフトウェアは、1ないしは複数のセキュリティ・チェックに成功して完了したことに応答して被保護ソフトウェアの実行を認可するべく動作可能であり、かつ少なくとも1つの、非実行可能形式でストアされ、被保護ソフトウェアの実行を認可するために実行が必要となる実行可能コードのブロックを有するセキュリティ手段を包含し、さらにこの保護ソフトウェアは、前述のコードのブロックを、少なくとも1つの変換鍵を必要とするアルゴリズムを用いて実行可能形式に変換するべく動作可能な変換手段を包含し、当該変換手段は、さらに、このアルゴリズム内における使用のための変換鍵を、実行可能または非実行可能形式のターゲット

10

20

30

40

50

のコードのブロックを参照することによって導出するべく動作可能であり、それによって、ターゲットのブロックが修正されていない場合に限り適切な変換鍵が導出されるものとなる。

【0017】

さらにまた本発明は、上記のコンピュータ・ソフトウェアを含むコンピュータ・メモリ・デバイスを提供する。

【0018】

さらにまた本発明は、上記のコンピュータ・ソフトウェアを用いて保護されるコンピュータ・ソフトウェアのアイテムを含むコンピュータ・システムを提供する。

【0019】

以下、添付図面を参照し、例示のみを目的として本発明の例についてより詳細に説明する。

【0020】

本発明を説明するために、まず、本発明を実施することができる単純なコンピューティング装置について簡単に述べておくことは有用である。図1は、プロセッサ12を含む従来のハードウェア・コンポーネントを備えたコンピューティング装置10を示しており、そこにはキーボード14およびディスプレイ16等の適切な入力および出力デバイスが接続されている。メモリは、ソフトウェアの実行間におけるプロセッサ12による使用のために、ハード・ドライブ18あるいはそれに類似の大容量メモリ・デバイスの形式、およびRAM(ランダム・アクセス・メモリ)20の形式で備えられている。この装置は、IBM PCとして知られるタイプ、あるいはそれに等価もしくは類似のマシンとすることができる。

【0021】

図2は、装置10のドライブ18上にストアされたソフトウェアを実行するために、従来はRAM20がどのように使用されていたかについて示している。最初にソフトウェアは、プロセッサ12によってドライブ18からRAM20内にロードされ、その結果、マシン・コードのステップ22(「ステップ1」、「ステップ2」等として図示)のシーケンスが、RAM20内に順次ストアされる。このステップのシーケンスは、「終了」インストラクション24を伴って終了する。ここで認識されようが、実際の例においては、ステップの数が図示のそれと同じでなくてよく、通常は非常に大きな数となる。

【0022】

最初のステップ「ステップ1」には、習慣的にコードの「ローダ」ブロック26が前置され、実行時にはそれが、入力/出力デバイス14、16用のドライバ、あるいはそのほかの各種のアプリケーション・プログラムによって広く共有されるソフトウェア・リソースといったほかのリソースの識別をもたらし、RAM内のソフトウェアによる使用を可能にする。

【0023】

図2に示されている形式にソフトウェアをロードする間に、装置10のプロセッサ12は、図示の実行可能データのブロックに関するスタート・ポイントを、つまり「ローダ」26が始まるRAM20内のメモリ・ロケーションを記録する。図2においては(およびそのほかの図面において)、このスタート・ポイントの表記が、矢印28の使用によって表されている。

【0024】

装置10に、この時点においてRAM20内に収められているソフトウェアの実行が指示されると、プロセッサ12は、まずスタート・ポイント28として識別されるRAM20のロケーションに行き、そのロケーションにおいて見つかった実行可能データの実行を開始する。つまりプロセッサ12は、まず「ローダ」26を実行し、それに続いてステップ22を実行し、最終的に「終了」ステップ24において終了する。

【0025】

図2から明らかになることは、RAM20内のソフトウェアが暗号化されていない形式で

10

20

30

40

50

さらされていることであり、したがってウィルス・ソフトウェアによる攻撃、権限のないコピー、ウィルスの生成その他によって当該ソフトウェアの攻撃を謀る悪意のあるユーザによる分析に対して無防備であるということである。

【 0 0 2 6 】

(例 1)

図 3 は、本発明に従った基本構成を示しており、それによってソフトウェアの保護が改善される。図 3 A は、本発明に従って保護されているソフトウェアが、最初にドライブ 1 8 からロードされたときの R A M 2 0 の状態を示している。

【 0 0 2 7 】

図 3 A の状態においては、R A M 2 0 が、ここでは「エンジン」3 0 と呼んでいる、スタート・ポイント 2 8 にロケートされた実行可能コードの先頭ブロックを含んでおり、それが被保護ソフトウェアであることがプロセッサ 1 2 に知らされる。R A M 2 0 の、「エンジン」3 0 の下側 3 2 は空である。

【 0 0 2 8 】

「エンジン」3 0 は、上に述べたように実行可能コードである。しかしながら「エンジン」3 0 の実行可能は、被保護ソフトウェアを実行するための実行可能ではない。むしろエンジン 3 0 は、「エンジン」3 0 が実行されたときに被保護ソフトウェアを再形成し、それを R A M 2 0 の空領域 3 2 に書き込むために実行可能である。つまり、単純な態様においては「エンジン」3 0 を、被保護データの暗号化されたバージョン（または暗号化されたバージョンが入手できるアドレス）、およびソフトウェアを暗号解除し、それを領域 3 2 に書き込むための実行可能ソフトウェアから構成することができる。

【 0 0 2 9 】

この書類内において、暗号化という用語およびそれに関連する用語は、データがその使用可能な形式から直ちに実行可能でない別の型式に変換される、圧縮を含むあらゆるテクニックを指していることを明確に理解される必要がある。暗号解除ならびにそれに関連する用語は、伸張プロセスを含め、その逆のプロセスを指すために使用されている。

【 0 0 3 0 】

図 3 A から気付くことは、エンジン 3 0 がスタート・ポイント 2 8 に位置していることである。その結果、被保護ソフトウェアが呼び出されたとき、プロセッサ 1 2 は、最初にロケーション 2 8 に行き、したがって「エンジン」3 0 を構成するコードを実行することになる。つまり最初に、図 3 B に示されているように、被保護ソフトウェアが非暗号化形式で再形成されてスペース 3 2 が埋められる。

【 0 0 3 1 】

プロセッサ 1 2 が「エンジン」3 0 の実行を続けると、その結果として図 3 B の 3 4 に示されているようにプログラム・ポインタが「ステップ 1」の先頭に到達するが、その時点までには、「ステップ 1」および残りの被保護データがスペース 3 2 内に再形成されており、それにより被保護ソフトウェアの実行が開始されることになる。

【 0 0 3 2 】

ここで理解されるであろうが、「エンジン」3 0 の実行は、図 2 に示されている従来の構成に比較すると、追加となるステップを構成する。しかしながら、マシン・コードにおける「エンジン」3 0 の動作が十分に迅速となり、この余剰なステップをユーザに意識させないであろうと認識される。

【 0 0 3 3 】

図 3 に示されているような基本動作について説明したが、この被保護データが、図 2 の従来の構成に比較して、コピーおよび分析に対してより脆弱でないことを理解することができる。これは、被保護データが、「エンジン」3 0 を実行してしまうまで、つまり被保護ソフトウェアが呼び出されてしまうまで、攻撃、コピー、または分析に使用できないことによる。被保護データをドライブ 1 8 から R A M 2 0 にロードしただけでは、攻撃、コピー、または分析の前に被保護データをさらすという意味では充分でない。

【 0 0 3 4 】

10

20

30

40

50

図3 Aおよび3 Bの構成は、図2の構成に対して改善されているが、「エンジン」30を実行してしまった後の被保護データが、図3 Bにおいても図2の形式のRAM内と同じ態様で暴露されることは明らかである。さらに保護を向上するために、次に示す方法に従ってスペース32内にデータを再形成するべく「エンジン」30を修正することができる。

【0035】

(例2)

図3 C～3 Eの例においては、RAM20が、当初、図3 Aに示されている場合と同様に、この例では30 Aというラベルの付された「エンジン」および空のRAM_32だけを有している。「エンジン」30 Aの実行は、この場合にもスペース32を充填することになる。しかしながら、図3 Dと図3 Bを比較することによって、2つの変更が明らかになる。まず、「ステップ2」が「呼び出し」インストラクション36に置き換えられ、「エンジン」30 Aによって「終了」インストラクション24の後に「保護」ブロック38が挿入されている。これは、以下の方法に従って達成される。

【0036】

「エンジン」30 Aは実行中に被保護データを暗号解除する一方、「エンジン」30 Aは、結果として得られる暗号解除済みコードをモニタし、コードの特定のパターンまたはシーケンスを探す。その詳細については、例3との関係から説明を後述する。「エンジン」30 Aは、1つのシーケンスまたは1を超える数のシーケンスを探すことができる。当然のことながら、探しているシーケンスの長さは、そのシーケンスがロケートされる尤度(likelihood)に影響を与える。この例においては、「エンジン」30 Aが「ステップ2」に対応するシーケンスを探す。このあらかじめ決定済みのコードのセット、すなわちこの場合であれば「ステップ2」がロケートされると、「エンジン」30 Aは、その、あらかじめ決定済みのコードのセットを書き込むことなく、それに代えて、「保護」ブロック38の呼び出しを指示する「呼び出し」インストラクション36を書き込む。つまり、「エンジン」30 Aの実行が完了したときには「ステップ2」に代わって「呼び出し」インストラクション36が存在し、被保護データが完全に可視にはならない。

【0037】

被保護ソフトウェアの実行時においては、いずれかの時点で「ステップ2」の開始が期待されるロケーションにプログラムが到達し、「呼び出し」インストラクション36を見ることになる。それにより「保護」ブロック38の実行が開始する。ブロック38は、2つの機能を有する。第1においては、「ステップ2」用のコードが(エンジン30の動作に類似する方法に従って)生成され、「呼び出し」インストラクション36に上書きされ、それによって被保護コードの暗号解除が完成する。ブロック38は、さらに従来のウィルス保護またはそれに類似する検査等のセキュリティ・チェックを行い、ウィルス保護が適正に実行されていること、および改ざんが検出されていないことを保証する。不適切なことがまったくない場合には、保護ブロック38が終了し、保護ブロック38に対する呼び出しが発生したロケーションに実行を返す。そのロケーションは、この時点において「ステップ2」用のコードの開始になっている。その後、通常の方法に従って「ステップ2」からオペレーションが継続する。

【0038】

この場合にも、マシン・コードにおける完全な動作によって、この追加のステップを、ユーザが気付くことのできない十分な速さにすることが可能である。

【0039】

このように、被保護コードは、そのコードが実行されるまで完全に暗号解除されず、そのためウィルス攻撃、権限のないコピー、あるいは悪意のある分析のリスクが著しく抑えられることが理解できる。

【0040】

「保護」ブロック38がチェック時に何らかの不適切なことを発見した場合には、適切な報復が実施される。単純な例においては、特にウィルス攻撃に対して効果的であるが、ブロック38がRAM20内に収められている被保護データのバージョン(つまり、RAM

10

20

30

40

50

内のセクション 3 2 の全内容) を削除し、それによってウィルス、または被保護コードを汚染したウィルスの効果を削除する。

【 0 0 4 1 】

ここで明らかになるであろうが、マシン・コードにおいて、また非常に多くの行のコードを伴う現実的な状況において動作している場合には、多くの「呼び出し」インストラクション 3 6 が「エンジン」3 0 A によって作成され、悪意のあるウォッチャがそのロケーションを予測し、あるいはマシン・コードの複雑なブロック内に見つかる従来の呼び出しインストラクションと区別することが困難になる。したがって、悪意のあるウォッチャが保護の動作を分析すること、あるいはウィルスが保護を無効化することは、はるかに困難なものとなる。この保護は、エンジン 3 0 A に、それ自体が変化する、おそらくは「呼び出し」インストラクションが挿入されるごとに変化するコードのブロックを待ち構えさせ、外部のオブザーバに対して呼び出しインストラクションの挿入を擬似ランダムにすることによって、さらに強化することができる。

10

【 0 0 4 2 】

(例 3)

図 4 A および 4 B は、ある意味で図 3 C、D、および E と類似した保護構成を示しているが、以下のような追加のセキュリティを提供する。

【 0 0 4 3 】

例 2 の構成は、保護されたブロックの末尾に配置される単独に識別可能なブロック 3 8 を使用するが、この例は、ブロック 3 8 と類似に動作するが保護されているソフトウェア内に埋め込まれるブロックを使用する。この埋め込みプロセスは、まず、図 4 A を考察することによって説明が可能である。図 4 A は、エンジン (この場合には 3 0 B の符号を付している) が被保護ソフトウェアの多数行のコードを生成したが、実行をまだ完了していない状態であり、かつブロック 3 8 に対応する保護を生成していない状態の RAM 2 0 を示している。図 4 A も略図的ではあるが、図 3 C ~ 3 E に示されているよりは詳細に RAM 2 0 の状態を示している。詳細に述べれば、RAM 2 0 の左側に付されている番号は、対応するマシン・コードのリスティングの行番号を示しており、マシン・コードによって提供される各種のプロシージャの間の境界を表すが、これらの境界は、RAM 2 0 を区切るラインによっても表されている。つまり、エンジン 3 0 B の下側に、最初のプロセス「プロセス 1」用のコードが第 1, 0 0 0 行まで延び、それに続いて第 2 のプロセス「プロセス 2」用のコードが第 1, 5 0 0 行まで延び、さらに第 3 のプロセス「プロセス 3」用のコードが第 2, 5 0 0 行まで、最後に第 4 のプロセス「プロセス 4」用のコードが第 3, 2 0 0 行まで延びている。

20

30

【 0 0 4 4 】

エンジン 3 0 B は、実行を完了するために、RAM 2 0 内のエンジン 3 0 B から第 3, 2 0 0 行のリストの末尾までの間にブロック 3 8 に対応するインストラクションの挿入を試みる。これは、まず RAM 2 0 の内容を調べて、データを含んでいない領域を識別することによって達成される。プロセス「プロセス 1」は、RAM 2 0 内において連続して示されているが、それにもかかわらず、各種の理由からデータを含まないメモリの領域が存在する。詳細に述べれば、アセンブラおよびコンパイラ・ソフトウェアは、一般にそのルーチンに非効率な部分を有し、その結果として RAM にデータを持たないデータレス・エリアが作られる。エンジン 3 0 B は、これらのエリアの識別を試みる。しかしながら、エンジン 3 0 B が機能するアルゴリズムは、ほかの理由からデータレス・エリアが生じる可能性があることも考慮しなければならない。たとえば、プロセス「ステップ 1」等が、変数のカレント値、あるいは実行間にセットされたフラグの状態を記録するためにスクラッチ・パッドにアクセスを必要とすることがある。RAM のこれらのエリアは、最初は、ゼロを含むべくセットされることがあり、データを有していないように現れる。

40

【 0 0 4 5 】

つまりエンジン 3 0 B は、まず RAM 2 0 内を調べて、データレスであるように見えるあらゆるエリアを識別する。見かけ上のデータレス・エリアがロケートされるごとに、その

50

ロケーションがエンジン 30B によって、将来の参照のために記録される。図 4A においては、たとえばプロセス「プロセス 2」内に比較的大きなそれらしいエリアがあり、ゼロのみを含んでいることから見かけ上はデータレスである。プロセス「プロセス 3」内においては、より小さいゼロを含んでいるエリアが明らかになる。実際例においては、さらに多くの、見かけ上のデータレス・エリアがロケートされる可能性がある。

【0046】

すべてのデータレス・エリアが識別された後は、エンジン 30B が、それらを分析していずれが真のデータレスであり、いずれがそのように見えるだけであることを決定することができる。たとえば、エンジン 30B は、ソフトウェアの全体を逆アッセンブルし、逆アッセンブルしたリスティングを評価して見かけ上のデータレスとして識別されたエリアを呼び出すインストラクション、もしくはそれらのエリアにジャンプするインストラクション、あるいはそれらのエリアに対して書き込みまたは読み出しを行うインストラクションを探す。その種のインストラクションが、それらのエリアの識別を行っている場合には、対応するエリアがソフトウェアによって、たとえばスクラッチ・パッドとして使用される可能性が高い。したがって、そのエリアは、ソフトウェアの実行間に少なくとも断続的にデータ用に使用されることになるため、そのエリアを見かけ上のデータレス・エリアのリストから削除する。

10

【0047】

この方法に従って、見かけ上のデータレス・エリアのそれぞれのチェックを完了した後は、エンジン 30B がデータレス・エリアの使用を開始することができる。この例においては、プロセス「プロセス 3」内の 2つのエリアが、そこを識別する呼び出しまたはジャンプ・インストラクションを有していることがわかり、したがって、データレス・エリアのリストから削除され、プロセス「プロセス 2」内のエリアがリスト内に残されているものと仮定する。

20

【0048】

プロセス「プロセス 2」内のデータレス・エリアは、エンジン 30B によって、ブロック 38 の機能の 1 ないしは複数、たとえばセキュリティ・チェック等の機能が挿入され、また暗号解除アルゴリズムを表す実行可能コードによって充填される。この充填は、図 4B のハッチングによって示されているように、第 1, 300 行から開始する。

【0049】

このとき第 1, 300 行に生成されたコードのブロックを使用するために、続いてエンジン 30B は、ソフトウェア内のいずれかの場所、たとえばプロセス 1 内の第 800 行にあるデータのブロックを修正する。まず、第 800 行において開始するセクションの内容が、エンジン 30B によって読み出される。これには、そのエリアのオリジナルの内容の暗号化に使用される暗号化アルゴリズムが含まれる。その後、暗号化済みバージョンが、第 800 行から開始するエリアに書き戻される。図 4B においては、これが暗号化済みデータ E のセットとして示されている。この暗号化済みデータには、エンジン 30B によって挿入される呼び出しインストラクション C が先行する。

30

【0050】

呼び出しインストラクション C は、第 1, 300 行のコードを呼び出す。その結果、プロセス「プロセス 1」の実行が第 800 行に到達すると、第 1, 300 行が呼び出され、セキュリティ機能が実行された後に、第 1, 300 行のエリアの暗号解除ルーチンが実行される。これらの暗号解除ルーチンは、その呼び出しが行われたエリアに作用するべく記述されており、それによってエンジン 30B の動作を反転して第 800 行のエリアを暗号解除した後、プロセス「プロセス 1」の暗号解除済みの部分を第 800 行のエリアに書き戻す。

40

【0051】

第 1, 300 行のエリアからの暗号解除ルーチンが実行された後は、コントロールが呼び出しのソース（第 800 行）に戻り、暗号解除済みのコードの実行が可能になる。

【0052】

50

「エンジン」30Bが、その機能を埋め込むための十分なデータレス・エリアをソフトウェア内に見つけれなかった場合には、追加の機能が第3, 200行に書き込まれる。

【0053】

この例は、次に示す表を考察することによってさらに詳細に説明することが可能であり、この表の左側の列は行番号を、中央の列は16進数表示のマシン・コード・バイトを、右側の列は逆アセンブル後のインストラクションをそれぞれ表している。

【0054】

【表1】

:01007B45	55	push ebp	10
:01007B46	8BEC	mov ebp, esp	
:01007B48	51	push ecx	
:01007B49	53	push ebx	
:01007B4A	56	push esi	
:01007B4B	33F6	xor esi, esi	
:01007B4D	57	push edi	20
:01007B4E	56	push esi	
:01007B4F	8975FC	mov dword ptr [ebp-04], esi	
:01007B52	E806F8FFFF	call 0100735D	
:01007B57	8975FC	mov dword ptr [ebp-04], esi	
:01007B5A	E853F8FFFF	call 010073B2	
:01007B5F	8945FC	mov dword ptr [ebp-04], eax	30
:01007B62	FF30	push dword ptr [eax]	
:01007B64	E8E0F7FFFF	call 01007349	

【0055】

表1を参照すると、複雑なソフトウェア内には頻繁に現れるように、短いセクションのリストの中に3つの呼び出しインストラクションが含まれていることがわかる。各呼び出しインストラクションは、2バイトのE8およびそれに続く、呼び出し先アドレスを与える4バイトからなる。

【0056】

このように表1は、プロセス「プロセス1」内における第800行から開始するセクション等の、被保護ソフトウェアの実際のリスティングを表している。

【0057】

前述したようにエンジン30Bが、たとえば第01007B45行に呼び出しインストラクションを挿入した後は次のようになる。

【0058】

【表2】

10

20

30

40

:01007B45	E8XXXXXXXX	call xx xx xx xx	
:01007B4A	56	push esi	
:01007B4B	33F6	xor esi, esi	
:01007B4D	57	push edi	
:01007B4E	56	push esi	
:01007B4F	8975FC	mov dword ptr [ebp-04], esi	10
:01007B52	E806F8FFFF	call 0100735D	
:01007B57	8975FC	mov dword ptr [ebp-04], esi	
:01007B5A	E853F8FFFF	call 010073B2	
:01007B5F	8945FC	mov dword ptr [ebp-04], eax	
:01007B62	FF30	push dword ptr [eax]	
:01007B64	E8E0F7FFFF	call 01007349	20

【 0 0 5 9 】

表 1 と表 2 を並べて考察すると、表 2 の最初の行に挿入された呼び出しインストラクションが、特にほかと異なる形には見えないことが明らかになる。つまり、これらのセキュリティ機能をディセーブル(disable)するためにセキュリティ機能に対する呼び出しを識別することは、實際上、達成可能となりにくい法外に複雑なタスクになる。たとえば、潜在的なハッカーが、ソフトウェア内にセキュリティ機能が埋め込まれていることを理解していた場合であっても、セキュリティ機能をディセーブルするためには、ソフトウェア内のすべての呼び出しインストラクションを方法論的に調べて、セキュリティ機能を呼び出している呼び出しインストラクションがあるか否か、また、いずれがそれを行っているかということ明らかにする必要がある。今日の複雑なソフトウェア・アプリケーションのマシン・コード・リスティングは、非常に多くの呼び出しインストラクションを含んでいる。

【 0 0 6 0 】

上記の説明から明らかになるように、表 2 は、呼び出しインストラクション（図 4 B の第 8 0 0 行の C）が挿入されたが、続くコードのセクションがまだ暗号化されていない中間段階を示している。

【 0 0 6 1 】

また、数行の正当なコードが新しい呼び出しインストラクションによって上書きされていることも理解できる。これらの行を、セキュリティ機能の実行時に再形成されるようにセキュリティ機能内に記録することも可能であり、またそれに代えて、特定のセキュリティ機能に対する呼び出しインストラクションが、特定ターゲット行のコードに代えてだけ使用され、その結果、特定のセキュリティ機能が呼び出されるごとに、同一のコードが要求されてその呼び出しインストラクションが置き換えられるといったことも可能である。

【 0 0 6 2 】

さらに、呼び出しインストラクションが、ソフトウェア内のいずれかの場所からの正当な呼び出し先となるコード・ブロックを上書きしないようにする必要があり、それを行うとソフトウェアがフェイルすることも明らかになる。したがってエンジン 3 0 B は、呼び出しインストラクションを書き込むことが可能なロケーションを探し出し、見かけ上のデータレス・エリアの識別に関連して前述した方法に従って、その種のロケーションを識別

10

20

30

40

50

するべく構成されている。

【 0 0 6 3 】

(例 4)

図 5 A および 5 B は、もう 1 つの、例 2 の構成に類似した保護構成を示している。詳細に述べれば、これにおいても保護ブロック 4 0 が使用されている。

【 0 0 6 4 】

図 5 A は、最初に被保護コードがドライブ 1 8 から R A M 2 0 にロードされたときの状態を示している。この例における被保護コードは、プロセッサ 1 2 によって 4 2 にロードされるプログラムであり、そのスタート・ポイントが 2 8 により示されている。この例においては、例証のみを目的として、スタート・ポイントがメモリ・ロケーション 1 0 , 0 0 0 として示されている。

10

【 0 0 6 5 】

プログラム 4 2 のインストールに加えて、ドライブ 1 8 からのダウンロードのオペレーションは、図 5 A に示されているように、メモリ・ロケーション 1 2 , 0 0 0 から開始する保護ブロック 4 0 もインストールする。この保護ブロック 4 0 は、後述する理由から「エンジン」4 4 を組み込んでいる。ブロック 4 0 に対する呼び出しは、例 2 との関連から説明を前述したプロセスに類似の方法に従ってプログラム 4 2 内に書き込まれる。

【 0 0 6 6 】

保護ブロック 4 0 は、図 3 D のブロック 3 8 に類似した態様で動作する。言い換えるとプログラム 4 2 は、改ざんの評価のためにブロック 4 0 にジャンプする。

20

【 0 0 6 7 】

この種の性質を持った保護ジャンプは、呼び出しを待ち構えて、何らかの形式の保護コードと思われるコードを含むメモリ・ロケーションに規則的にジャンプする呼び出しを識別し、上書きによって呼び出しインストラクションをディセーブルする悪意のあるウォッチャもしくはウイルスによる攻撃ならびに無効化の攻撃を受けやすいと考えられる。

【 0 0 6 8 】

この例においては、このタイプの攻撃が次のようにして妨げられる。保護ブロック 4 0 に対する最初の呼び出しインストラクションが現れたとき、保護ブロックが実行されて改ざんの評価が行われ、それが成功して完了すると、エンジン 4 4 が実行される。「エンジン」4 4 は、2 つの機能を実行する。一方の機能においてエンジン 4 4 は、プログラム 4 2 内の呼び出しインストラクションを異なるメモリ・ロケーション、たとえば 1 3 , 0 0 0 等を参照するように書き直す。これを行う前に「エンジン」4 4 は、ロケーション 1 3 , 0 0 0 に、ブロック 4 0 を収める十分な空のメモリが存在することを保証するプロシージャを実行している。エンジン 4 4 の他方の機能は、メモリ・ロケーション 1 3 , 0 0 0 から開始する保護ブロック 4 0 (および 4 4 自体) を再形成することである。したがって、保護ブロック 4 0 が移動され、メモリ・ロケーション 1 2 , 0 0 0 に対する呼び出しインストラクションが、ロケーション 1 3 , 0 0 0 を呼び出すインストラクションによって上書きされる。その結果として、セキュリティ機能に対する呼び出しインストラクションが、プログラム 4 2 の実行の間に絶えず変更され、それにより悪意のあるユーザまたはウイルスが保護ブロック 4 0 に対する呼び出しを認識し、ディセーブルする上での困難が大幅に増加する。

30

40

【 0 0 6 9 】

たとえば、あるハッカーが、そのロケーションに対する呼び出しを分析することによって、セキュリティ・コードのロケーションを識別したと確信している場合に、そのハッカーは、そのロケーションに対するすべての呼び出しを識別してそれらをディセーブルする単純なコードを記述すると考えられる。しかしながら、それぞれが異なる場所にセキュリティ・ブロックを有することになるため、そのソリューションは、特定のソフトウェアのすべてのコピーに対して包括的に適用できない。

【 0 0 7 0 】

配置変更された保護ブロック 4 0 を図 5 B に示す。

50

【 0 0 7 1 】

(例 5)

図 6 A および 6 B は、さらに別の例のデータ保護を示している。この例においては「エンジン」5 0 が使用されて、例 1 および図 3 A および 3 B に関連して前述した説明に類似の方法に従って空の R A M セクション 5 2 内にコードのブロックが作られる。つまり、被保護コードが最初にドライブ 1 8 から R A M 2 0 にロードされる時は、エンジン 5 0 が R A M 内にインストールされ、その残りが 5 2 において空となっている図 6 A の左側に示されたポジションの関係になる。この例においては、エンジン 5 0 が、サブルーチンもしくは他のメイン・プログラム内の従属的なオペレーションのスタート・ポイントに配置される。そのサブルーチンが呼び出されると、「エンジン」5 0 が実行されて領域 5 2 を充填するステップが生成される。それにより図 6 A の右側に示されているように、4 つのステップ「ステップ 1」、「ステップ 2」等を領域 5 2 内に番号順に伴うポジションの関係になる。「エンジン」5 0 が実行されると、続いてステップ（「ステップ 1」等）が実行され、サブルーチンが実行される。

10

【 0 0 7 2 】

図 6 B は、このサブルーチンが次に呼び出されたときの状態を示している。最初は、図 6 B の左側に示されているように、R A M 2 0 が、このサブルーチンの最初の実行が終了したときの状態、すなわち図 6 A の右側に示されている状態になっている。詳細に述べれば、「エンジン」5 0 が、まだコードのブロックのスタート・ポイントに存在している。つまり、このサブルーチンが次に呼び出されたとき、「エンジン」5 0 が再度実行される。しかしながら「エンジン」5 0 は、実行ごとに異なる順序に従って、好ましくはランダムもしくは擬似ランダムの順序に従ってステップを生成するべく記述されている。これは、サブルーチンの実行に不利な影響をもたらすことなく達成することが可能であり、実際、「プリント」ステートメント等の多くの従来のルーチンは、マシン・コードで記述されたときに数千行の長さになることもあり、実質的にその任意の行は、実質的に任意の順序に従って実行可能である。特定の順序に従った記述を必要とする行のグループがある場合には、それらの行をブロックとして扱い、単一のステップとして記述すればよく、その結果、そのブロック内の順序は保存されるが、そのブロックのポジションは、「エンジン」5 0 の実行ごとに変化する。

20

【 0 0 7 3 】

1 ないしは複数の「ステップ」を記述し、ウィルス攻撃または改ざんに抗する保護ルーチンを実施し、あるいは呼び出すことができる。それを行う場合には、その「ステップ」がサブルーチンの実行ごとに異なるポジションに現れることになる。したがって悪意のあるウォッチャは、絶えず変化するコードを見ることになり、ディセーブルのためにそれを分析して保護をロケートすることが困難もしくは不可能になる。それとは別に、悪意のあるウォッチャが、あるステップを保護に関連するものとして認識し、たとえばそのステップを上書きすることによってそれをディセーブルした場合にも、この悪意のある介入自体が、次にこのサブルーチンが呼び出された時点において「エンジン」5 0 のオペレーションによって上書きされ、保護の動作が復元される。

30

【 0 0 7 4 】

(例 6)

R A M 2 0 が図 3 B もしくは図 6 A および 6 B の右側に示されている状態にあるときは、完全な被保護データが暗号解除された形式で可視になる。それにもかかわらず前述した保護の形式がコードを保護することは認識されているが、同時に一部の状況においては、暗号化されていない完全なコードの暴露が、それがいかに一時的な暴露であったとしても保護の弱点を表すことが認識されている。さらに別の例は、どのようにすればこの困難が克服できるかについて例証する。再度、図 3 A に示されている状態の R A M 2 0 を伴う図 7 A から開始するが、それにおいては「エンジン」6 0 がサブルーチンのスタート・ポイントにあり、それを除く R A M 2 0 は、6 2 において空になっている。

40

【 0 0 7 5 】

50

このサブルーチンが呼び出されると、プロセッサ12がスタート・ポイント28に行き、「エンジン」60の実行を開始する。「エンジン」60の最初の実行時に、スペース62内にコードのブロックが3つ生成される(この例においては、本発明の原理を例証するために3という数が選択されているが、これが本発明の範囲を限定することはない)。これらのブロックを図7Bに示す。つまり図7Bにおいては、64に「ステップ1」が作成され、その後にアスタリスクによって表されている、改ざんされているか、あるいは意味のないデータの2つのブロック66が続いている。それに代えて、ブロック66を空のままにしておくことも可能であるが、改ざんされているか、あるいは偽のデータを生成することは、より大量のコードを提供することによって、悪意のあるウォッチャもしくはウィルスによる分析をより困難にすると認められる。

10

【0076】

「エンジン」60によって生成されたときの「ステップ1」は、実行を「エンジン」60の先頭に返す「リターン」ステートメント68を伴って完了する。つまり、「ステップ1」の実行完了後には、「エンジン」60が再度実行される。「エンジン」60は、レジスタをセットして最初の実行がすでに生じたことを記録する。つまり、第2の実行が進行中であるとの認識の下に、「エンジン」60は、ブロック70の前後の改ざんされたブロック66とともに、その70に「ステップ2」を生成する。

【0077】

この場合においても、ブロック66を空のままとしてもよい。

20

【0078】

この時点において「ステップ2」の実行が可能になり、その後には、72の「エンジン」60へのリターンが続く。その後「エンジン」60の3番目の実行が、2つの改ざんされたブロック66とともに「ステップ3」を74に生成し、「ステップ3」の実行を可能にする。

【0079】

つまりこの方法に従って「エンジン」60の動作を繰り返すことによって、プロセッサ12が「ステップ1」；「ステップ2」；「ステップ3」の完全なシーケンスを実行することが可能になるが、いずれの時点においてもRAM20から完全なシーケンスが可視になることはなく、したがってこのシーケンスの分析もしくは改ざん、あるいはそれ自体もしくはそれが含む保護のディセーブルを困難な、または不可能なものとする。これにおいても悪意のあるウォッチャは、絶えず変化する(または「突然変異する」)コードを見ることになり、したがって適切に分析して攻撃することが実質的に不可能になる。

30

【0080】

ここで、デバッガ・ソフトウェアを使用するハッカーに対する保護に特に適している、さらに別の例を示すことができる。ハッカーは、ソフトウェアのセキュリティを攻撃するためにデバッガ・ソフトウェアをよく使用する。デバッガ・プログラムは、基本的に、複雑なソフトウェア内の誤りをチェックする正当な運用を意図している。デバッガ・プログラムは、一般に、ソフトウェア内の、オペレータが検討を希望するポイントに割り込みコマンドを挿入することによって機能する。ソフトウェアの実行が割り込みコマンドに到達すると、コントロールがデバッガ・プログラムに渡され、続いてそれが次のコードのブロックを調べて、ハイ・レベルまたはロー・レベルの言語を用いて結果をオペレータに提供し、それによってオペレータは、メイン・プログラムの実行の継続が許可される前にそのブロックをチェックすることが可能になる。

40

【0081】

セキュリティ・ルーチンを迂回しようとするハッカーによって使用される1つのアプローチは、デバッガ・プログラムを使用してセキュリティ・プロシージャが呼び出されるメイン・プログラム内のポイントを探すことである。そのポイントには、メイン・プログラムの実行時にそれらのルーチンがジャンプされるように、ジャンプ・コマンドが挿入される。より今日的なソフトウェアは、十分に複雑であり、メイン・プログラム内のこれらのポイントをロケートするタスクが困難になっているが、それにもかかわらず熟練した根気強

50

いハッカーが、最終的にそれらを見つけ出せる可能性はある。一度それらを見つけ出した後のハッカーは、セキュリティ・ルーチンをディセーブルすることが可能であり、もっとも複雑なルーチンさえもそれによって無効化される。

【 0 0 8 2 】

(例 7)

図 8 は、本発明を実施するさらに別の例を示している。図 8 には、2つのソフトウェアのブロック 1 2 0、1 2 2 を含む R A M 2 0 が示されている。最初のブロック 1 2 0 は、本発明の構成によって保護されているソフトウェアである。ブロック 1 2 2 は、保護構成を実施するセキュリティ・ブロックである。被保護ソフトウェア 2 0 は、セキュリティ・ヘッダ 1 2 6 が前置されたアプリケーション 1 2 4 (ワード・プロセッサ・アプリケーション等)を含んでいる。

10

【 0 0 8 3 】

アプリケーション 1 2 4 は、暗号化された形式でストアされることになり、圧縮を伴うこともある。つまりアプリケーション 1 2 4 は、これまでの提案に従いセキュリティ・ヘッダ 1 2 6 によって提供されるコントロールの下に実行可能形式に変換されるまで、すなわちコンピュータ・システム内に保持されているソフトウェア・ライセンスの詳細、ユーザの詳細、および現在日時(ソフトウェアが指定の期間に限ってライセンスされる場合)、その他のチェックといった各種のセキュリティ・チェックが行われた後にアプリケーション 1 2 4 が暗号解除され、伸張されるまで使用することができない。これらのチェックが成功して完了すると、ヘッダ 1 2 6 がアプリケーション 1 2 4 の暗号解除および伸張を行い、プロセッサのプログラム・ポインタをアプリケーション 1 2 4 の先頭に移動し、それによってコントロールをアプリケーション 1 2 4 に渡す。このタイプの保護は、多くの状況において有効となり得るが、前述したように「ジャンプ」コマンドを挿入してセキュリティ・ヘッダ 1 2 6 によって行われる 1 ないしは複数のチェックを迂回し、それによってすべての正常なセキュリティ・チェックが行われることなくアプリケーション 1 2 4 の実行を可能にするハッカーの攻撃を受けやすい。

20

【 0 0 8 4 】

セキュリティ・ブロック 1 2 2 は、この欠点を解決するために提供されている。

【 0 0 8 5 】

セキュリティ・ブロック 1 2 2 は、2つの主要な機能を提供するコードのブロックである。第 1 においては、通常はセキュリティ・ヘッダ 1 2 6 によって提供されるタイプの 1 ないしは複数のセキュリティ・チェックが、ブロック 1 2 2 の実行時に行われる。これらのチェックは、セキュリティ・ヘッダ 1 2 6 によって行われる二重チェックとするか、あるいはそれらへの追加とすることができる。セキュリティ・チェックをセキュリティ・ヘッダ 1 2 6 とブロック 1 2 2 の間に分ける方法は、広く多様な方法を用いて行うことが可能であり、それ自体は本発明の重要な側面ではない。

30

【 0 0 8 6 】

しかしながら、この例においては、アプリケーション 1 2 4 を暗号解除する機能がヘッダ 1 2 6 によって指示されることはなく、ブロック 1 2 2 のコントロールの下に置かれる。アプリケーション 1 2 4 の暗号解除は、好ましくはブロック 1 2 2 の実行時の最終動作とし、それに続いてブロック 1 2 2 から暗号解除後のアプリケーション 1 2 4 にコントロールが返される。

40

【 0 0 8 7 】

この方法によれば、ブロック 1 2 2 が、そのプロシージャの最後への到達に成功し、暗号解除が許可されて実行されるまで、アプリケーション 1 2 4 の暗号解除が生じることがあり得ない。

【 0 0 8 8 】

したがってセキュリティ・ブロック 1 2 2 は、本発明によって提供される保護を迂回しようとするハッカーのターゲットになりやすい。ブロック 1 2 2 に対する攻撃の成功は、次のようにして防止される。

50

【 0 0 8 9 】

セキュリティ・ブロック 1 2 2 は、当初（実行前）は、暗号化された形式で保持されている。暗号化は、暗号解除に少なくとも 1 つの変換鍵を要求する暗号化アルゴリズムによる。暗号解除に変換鍵を要求する暗号化アルゴリズムは、数多く知られている。変換鍵は、一般に数字となるか、あるいはアルゴリズム内において、変換鍵を構成する英数文字のマシン・コード値から数字形式に変換された後に数字形式で使用される。本発明とともに使用可能なアルゴリズムの 1 つのクラスは、CRC（巡回冗長検査）アルゴリズムとして知られている。CRC アルゴリズムは、ターゲットのコード・ブロックを評価してターゲット・ブロックの特性である数値を生成する。つまり、単純な CRC アルゴリズムは、ターゲットのコード・ブロックの各文字を表すマシン・コード値を互いに加算するものとする
10

【 0 0 9 0 】

この例においては、セキュリティ・ブロック 1 2 2 が、CRC 暗号化アルゴリズムの使用によって暗号化された形式に保持されている。したがって、最初にブロック 1 2 2 が実行されるときに暗号解除ステップが必要になる。この暗号解除は、ブロック 1 2 2 の残りを非実行可能形式から実行可能形式へ暗号解除することを要求する。これは、ターゲット・ブロックから CRC 値として導出される変換鍵に基づく暗号解除ルーチンを実行すること
20

【 0 0 9 1 】

これらの構成の結果は、アプリケーション 1 2 4 が呼び出されたときのイベントのシーケンスを説明することによってもっともよく理解することができる。

【 0 0 9 2 】

最初に、プロセッサ 1 2 のプログラム・ポインタがセキュリティ・ヘッダ 1 2 6 の先頭にポイントされ、ブロック 1 2 2 にコントロールを渡す前にセキュリティ・チェックが実行される。この段階においては、まだアプリケーション 1 2 4 が暗号化された形式のままである。ブロック 1 2 2 もまた暗号化された形式であり、最初にその暗号解除が行われる。
30

暗号解除は、変換鍵を必要とするアルゴリズムによって達成される。この変換鍵は、ブロック 1 2 2 自体から導出された CRC 値である。ブロック 1 2 2 が修正されていなければ、適切な CRC 値が返されて変換が許される。その後、ブロック 1 2 2 を正常に実行することが可能になり、その結果としてブロック 1 2 2 の動作によってアプリケーション 1 2 4 が暗号解除されることになる。ブロック 1 2 2 が完全に実行された後は、コントロールがアプリケーション 1 2 4 に渡されて、通常の方法に従ってそれが実行される。しかしながら、ブロック 1 2 2 が何らかの形で修正されていた場合には、ブロック 1 2 2 の CRC 値が変化している。その結果、暗号解除アルゴリズム内において変換鍵として使用される値が、正しい暗号解除に適切でなくなる。ブロック 1 2 2 の暗号解除されたバージョンは、改ざんされることになる。実際の状況においては、変換鍵に対するあらゆる変更が、それ以上
40

【 0 0 9 3 】

デバッガ・プログラムを使用してブロック 1 2 2 を分析しようとするあらゆる試みは、前述したように、ブロック 1 2 2 内への割り込みコマンドの挿入をもたらす。したがって、デバッガを使用してブロック 1 2 2 を調べる行為は、デバッガが使用されて変更が行われる前であっても、それ自体がブロック 1 2 2 の CRC 値を変更することになる。CRC 値に対する変更は、アプリケーション 1 2 4 の暗号解除を妨げる。このように、ブロック 1 2 2 によって提供されるセキュリティを調べる試みによって、セキュリティ・ブロックに対して、それを調べた結果としての修正がまったく行われない場合であっても、アプリケ
50

ーション 1 2 4 の動作が妨げられる。

【 0 0 9 4 】

セキュリティを迂回しようとするハッカーは、セキュリティ・チェックを受け持つと見られるコードのブロックの観察にもっとも関心を寄せることになる。したがって、セキュリティ・ブロック 1 2 2 を暗号解除するための CRC 値の生成に使用されるターゲット・ブロックが、アプリケーション 1 2 4 の暗号解除の認可に先行して 1 ないしは複数のセキュリティ・チェックを処理するブロックの少なくとも一部を含むことは好ましい。つまり、これらのセキュリティ・チェックのすべての実行が、暗号解除されたブロック 1 2 2 によって可能になり、それにおいて CRC 変換鍵の導出が、暗号化されたブロック 1 2 2 の一部もしくは全部から可能になる。それに代えて、いくつかのチェックがブロック 1 2 2 によって実行されるようにしてもよく、その場合 CRC 値を完全に、もしくは部分的に、ヘッダ 1 2 6 の全部もしくは一部から導出するようにもできる。

10

【 0 0 9 5 】

(例 8)

図 9 は、例 7 のさらに複雑な変形を示している。図 9 に示されている多くの特徴は、図 8 の特徴に対応しており、それらの特徴には類似の番号が使用されている。

【 0 0 9 6 】

図 8 および 9 の具体化の間における主要な相違は、セキュリティ・ブロック 1 2 2 の暗号化の方法にある。ブロック 1 2 2 は、複数のサブ ブロック 1 3 0 として示されている。サブ ブロック 1 3 0 は、まとめて暗号化された形式のブロック 1 2 2 を提供するが、各サブ ブロック 1 3 0 は、独立に暗号化される。それぞれは、同一のアルゴリズムおよびそれぞれの変換鍵によって暗号化してもよく、またそれぞれが同一の変換鍵を要求する異なったアルゴリズムによって、もしくは異なる変換鍵を要求する異なったアルゴリズムによって暗号化してもよい。

20

【 0 0 9 7 】

図 9 の例の実行時は、図 8 に関連して説明した動作のシーケンスと概略で等しくなるが、次に述べる点が異なる。ブロック 1 2 2 が最初に呼び出されたとき、暗号解除アルゴリズムが実行されて最上位のサブ ブロック 1 3 0 だけが暗号解除される。これは、暗号解除が行われているサブ ブロック、もしくは別のサブ ブロック、あるいは別の場所にあるターゲット・ブロック（たとえばセキュリティ・ヘッダ 1 2 6 の全部もしくは一部）の CRC 値を使用して行うことができる。暗号解除の後には、最初のサブ ブロック 1 3 0 の実行が可能になる。これは、セキュリティ・チェックもしくはそのほかの初期ルーチンの実施とすることができる。最初のサブ ブロック 1 3 0 の実行は、2 番目のサブ ブロック 1 3 0 を暗号解除するインストラクションを伴って終了する。これは、変換鍵を、最初のサブ ブロック 1 3 0 の暗号解除に使用される変換鍵と同一とする場合であっても、好ましくは暗号解除の時点において導出される変換鍵を要求する暗号解除アルゴリズムによって達成される。つまり、最初のサブ ブロックの暗号解除以降におけるターゲット・ブロック内への介入が CRC コードの変更を招き、その結果、2 番目のサブ ブロック 1 3 0 の適正な暗号解除がもたらされない。

30

【 0 0 9 8 】

これらの動作をより完全な形で図 1 0 に示す。図 1 0 は、最初と 2 番目のサブ ブロック 1 3 0 A、1 3 0 B の間の境界における 3 行のコードを示している。サブ ブロック 1 3 0 A は、第 9 9 行において最終行を伴って終了するが、その性質は本発明にとって重要ではない。続いて第 1 0 0 行が実行される。これは、暗号解除インストラクションである。このインストラクションは、暗号解除予定のデータのブロック、すなわちここでは第 1 0 1 ~ 2 0 0 行を指定し、それは 2 番目のサブ ブロック 1 3 0 B を表している。インストラクション 1 0 0 は、使用されるアルゴリズムも識別し、ここではそれがアルゴリズム A である。最後にインストラクション 1 0 0 は、アルゴリズム A 内において使用する変換鍵を導出するためのターゲット・ブロックとして使用される行を指定（ここでは第 1 0 1 ~ 2 0 0 行を指定）することによって、使用されるべき変換鍵を明示する。

40

50

【0099】

第100行が実行されると、実行が第101行に移る。第100行が暗号解除の成功に到達していれば、第101行が、2番目のサブブロック130Bの最初の動作を適正に示すことになる。この暗号解除の成功は、サブブロック130Bが修正されてなく、その結果、正しいCRC値が暗号解除鍵として使用された場合に得られる。しかしながら、2番目のサブブロック130Bが修正されていた場合、あるいはCRC値の計算が行われる時点においてデバッガ・プログラムによる検査が行われている場合には、正しくないCRC値が第101行の暗号解除に使用され、サブブロック130Bが改ざんされて、そのポイントにおいて実行が停止する。その場合、アプリケーション124は、暗号化された形式のままとなる。

10

【0100】

セキュリティ・ブロック122の実行が継続するに従って、前述の方法を用いて図9の矢印132に示されるようにサブブロックを進めることによって、各サブブロック130が順番に暗号解除される。ブロック122内に改ざんがなく、かつデバッガ・プログラムが使用されていない場合には、ブロック122が完全に改ざんのない形に暗号解除され、実行が図11に示されている最終サブブロック130の末尾への到達に成功する。最終サブブロック130の末尾、すなわちセキュリティ・ブロック122の実行の最後には、アプリケーション124を暗号解除するインストラクション(第998行)およびそれに続くアプリケーション124へ移動するインストラクション(第999行)がある。998における暗号解除は、本発明の原理をさらに適用するために、前述したようなCRC値として導出された暗号解除鍵を必要とするアルゴリズムを基礎とすることができる。第999行へは、各サブブロック130が適正に暗号解除された場合に限り到達し、適正に実行される。

20

【0101】

(例9)

前述した例7および8は、図8および9に示されるように、ソフトウェアの実行がRAM20に個別にインストールされるセキュリティ・ブロック122を伴って開始することを前提としている。図12Aおよび12Bに示されている第3の例は、次に説明するように、さらに暗号解除ならびに伸張ステップを含む。

【0102】

最初にRAM20は、単一ブロックのソフトウェア120を含んでいる(図12A)。これは、暗号化されたアプリケーション124、セキュリティ・ヘッダ126、およびこの例においてはアプリケーション124の末尾に取り付けられる形で示されているセキュリティ・スタブ(stub)140を組み込んでいる。セキュリティ・スタブ140は、例7または8のセキュリティ・ブロック122の圧縮ならびに暗号化の行われたバージョンを組み込んでいる。セキュリティ・ヘッダ126は、スタブ140を暗号解除および/または伸張し、結果を、セキュリティ・ブロック122を形成する独立したブロック(図12B)としてインストールするインストラクションを含む。セキュリティ・ヘッダ126が完全に実行されると、コントロールがセキュリティ・ブロック122に渡される。続く実行は、例7および8との関連から前述した説明と同様に進行することになる。

30

40

【0103】

この例の利点は、正当なユーザに対するソフトウェア・ライセンスの一部としてスタブ140が提供されることを可能にすることであり、その結果、ライセンスされたアプリケーションがインストールされると、ブロック120が、図9Aに示されるようにスタブ140を含む形でインストールされる。これは、アプリケーション124の適正にライセンスされたバージョンに、常にセキュリティ・スタブ140が伴うことを保証し、したがって本発明のソフトウェア保護構成の恩典によって、認可されたコピーが保護された状態に保たれることを保証する。

【0104】

詳細に述べれば、これらの例においては、暗号解除およびCRC値の計算のための多くの

50

各種アルゴリズムを使用することができる。

【0105】

(要約)

これまで説明した例のそれぞれにおいて、実行可能コードの実行間にRAM内のコードが変化する。最も簡単な例(例1)においては、コードが1回だけ変化してルーチンを作成する。別の例においては、コードがより頻繁に変化し、いくつかの例においては、悪意のあるウォッチャが、絶えず変化するように現れるコードを見ることになる。

【0106】

いずれの場合においても、被保護データが、当初は使用可能な形式で存在しない。しかしながら、ほかの実行可能コードが被保護コードに関連付けられており、被保護データに関する情報を組み込んでいる。この情報は、そのロケーション、暗号化テクニックもしくはは鍵、暗号化鍵のロケーション、あるいは暗号化された形式のコード全体に関する情報とすることができる。これは、別の実行可能コードが別のコードを生成すること、すなわち保護された状態から被保護コードを解放し、使用可能な形式でのアクセスを許可するコードを生成することを可能にする。

10

【0107】

上記の構成には、非常に多くの変形および修正を行うことが可能である。詳細に述べれば、前述の説明の完全な理解から、そこに説明されている各種のテクニックを各種の組み合わせにおいて使用可能なことが容易に明らかになる。たとえば、例3に関して説明した配置変更の原理を例5に組み込み、それにより一時的にのみ生成される例5のステップに加えて、それらが生成されるロケーションを、好ましくはランダムもしくは擬似ランダムに変更することが可能である。

20

【0108】

これまで示した例においては、被保護データが実行可能であったが、このテクニックは非実行可能データ・ファイルに対しても容易に適応することができる。

【0109】

以上の明細においては、特に重要であると思われる本発明の特徴に注意が注がれるべく努めているが、出願人が、特定の強調が置かれているか否かによらず、図面を参照した、および/またはそれに示されている上記のあらゆる特許性のある特徴、もしくは特徴の組み合わせに関する保護を主張していることが理解されるものとする。

30

【図面の簡単な説明】

【図1】 本発明の実施における使用のための高度に単純化した形式のコンピュータ・システムを示している。

【図2】 RAM内にソフトウェアをストアするための周知の構成の高度に略図化した表現である。

【図3】 本発明に従ったRAMの使用を示している。

【図4】 本発明に従った、配置変更構成を組み込んだRAMの使用を示している。

【図5】 本発明に従った、埋め込みセキュリティ・プロシージャを組み込んだRAMの使用を示している。

【図6】 本発明に従った、自己修正構成を組み込んだRAMの使用を示している。

40

【図7】 本発明に従った、被保護データの部分的な暗号解除に関する構成を組み込んだRAMの使用を示している。

【図8】 分離セキュリティ・ブロックを使用する本発明の別の例を実施するシステム内におけるRAMの内容を示した概略図である。

【図9】 図8に対応しており、図8の例の変形を示している。

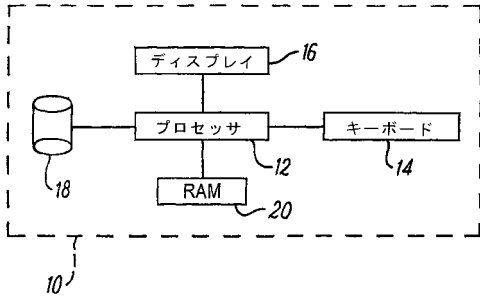
【図10】 図8および9のセキュリティ・ソフトウェアのリスティングの一部を略図的に示している。

【図11】 図8および9のセキュリティ・ソフトウェアのリスティングの末尾を略図的に示している。

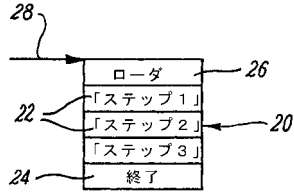
【図12】 本発明の実施の別の形式を略図的に示している。

50

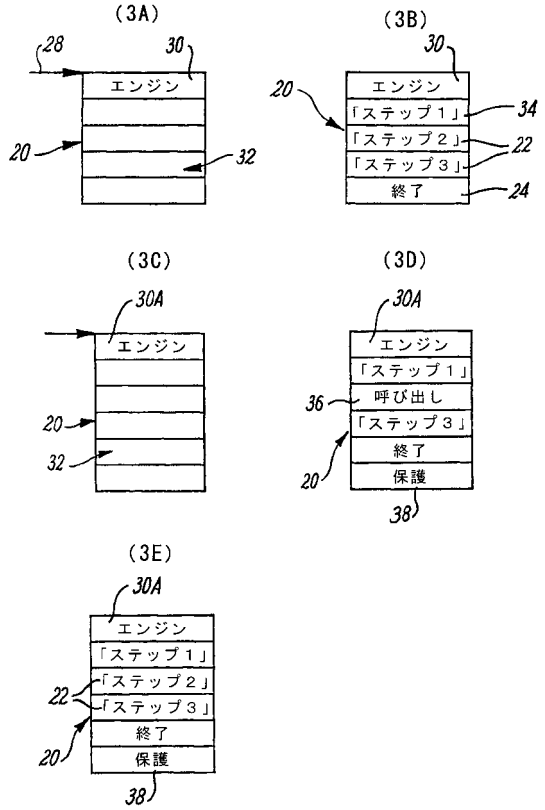
【図1】



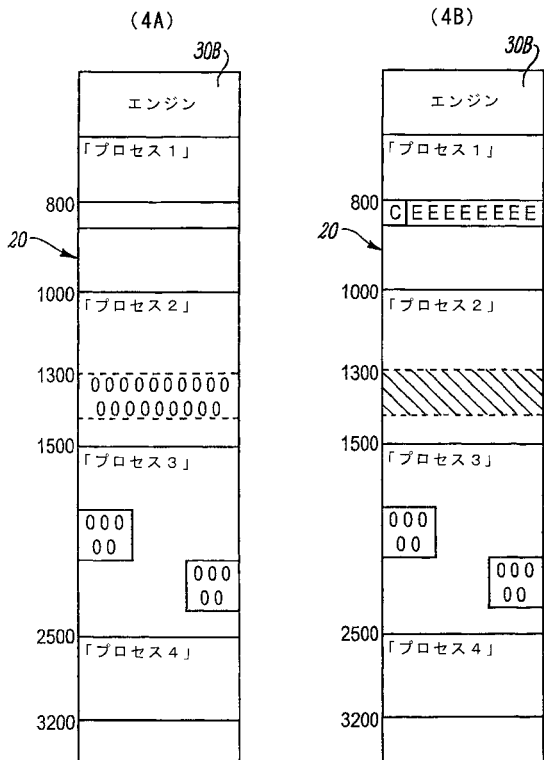
【図2】



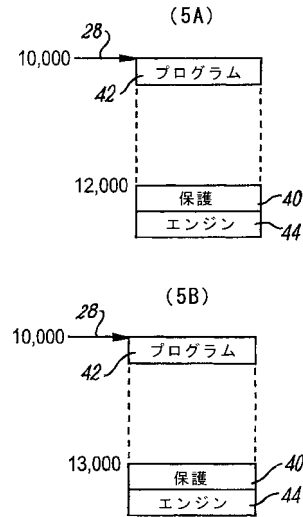
【図3】



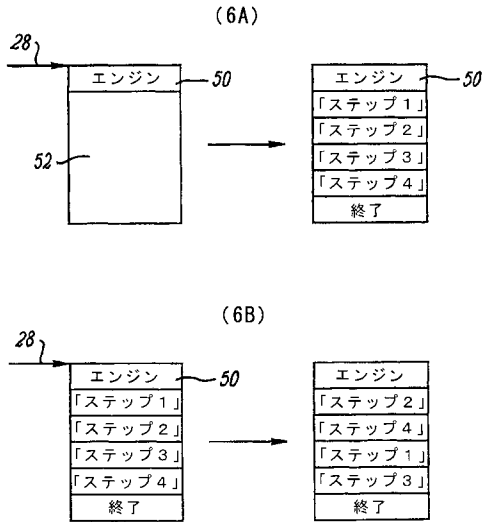
【図4】



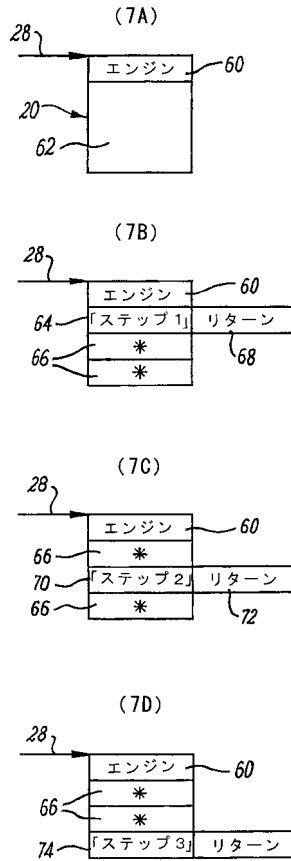
【図5】



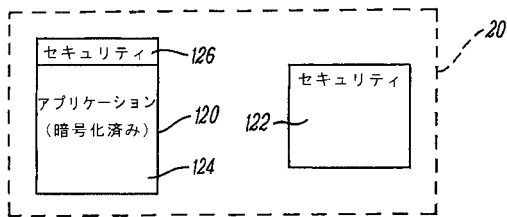
【図6】



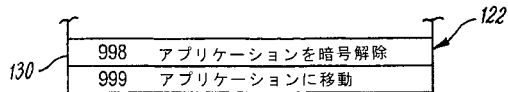
【図7】



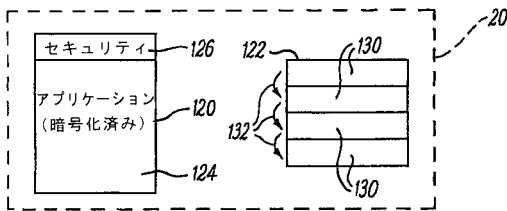
【図8】



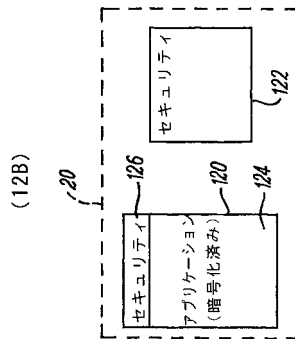
【図11】



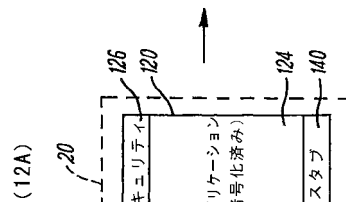
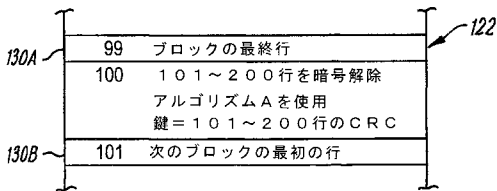
【図9】



【図12】



【図10】



フロントページの続き

審査官 深沢 正志

(56)参考文献 米国特許第06006328(US,A)
特開平04-163627(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
G06F 21/00 - 21/24